

高梁市行財政改革大綱実施計画

平成18年3月

高 梁 市

目 次

I	市政運営方針の改革	1
1	市民の視点に立った行政運営	
(1)	市民ニーズの把握と情報公開の充実	
(2)	市民サービスの改善と信頼される行政運営の推進	
2	市民との協働によるまちづくり	
(1)	行政と市民の役割分担	
(2)	まちづくりに対する住民参画の促進	
II	組織の改革	1
1	行政組織等の見直し	
(1)	組織体制の見直し	
(2)	審議会等の見直し	
(3)	行政エリア等の見直し	
(4)	小・中学校等の再編見直し	
2	人件費の削減	
(1)	職員の削減	
(2)	嘱託・臨時職員の削減	
3	市議会のあり方	
4	外郭団体の見直し	
III	人の改革	3
1	職員の意識改革	
(1)	市民の視点・プロ意識の醸成	
(2)	職員提案制度の充実	
2	人事評価システムの構築等	
(1)	能力・実績を重視した人事管理への転換	
(2)	男女がともに活躍できる環境づくり	
(3)	研修制度の充実	
3	給与制度の見直し	
(1)	職員給与	
(2)	退職手当	
(3)	時間外勤務手当	
(4)	旅費	
(5)	その他の手当	

IV 財政構造の改革 4

1 歳入の確保

- (1) 市税・国民健康保険税等の徴収率の向上
- (2) 新たな財源の確保等
- (3) 未利用財産の売却促進等

2 受益者負担の適正化

- (1) 各種使用料・手数料等の適正化
- (2) 減免規定の見直し
- (3) 各種サービスに係る受益者負担の見直し

3 地方債の発行の抑制

4 特別会計の整理統合及び繰出金の抑制

V 事務事業の改革 6

1 一般事務経費等の見直し

- (1) 一般事務経費等の削減
- (2) 入札・契約制度の見直し

2 外部委託の検討・再検証

- (1) 外部委託の検討
- (2) 外部委託の再検証

3 報酬・賃金・報償費の見直し

4 補助金・負担金・扶助費等の見直し

- (1) 補助金・負担金・交付金の見直しの方向
- (2) 補助金・交付金
- (3) 負担金
- (4) 扶助費

5 事務事業の見直しと重点配分

- (1) 投資的経費の見直し
- (2) 事業評価・政策評価制度の導入検討と事務事業の重点配分

6 市有財産の有効活用と効果的な管理体制の構築

- (1) 各種施設等の管理運営方法の検討
- (2) 既存施設のあり方の検討

年次計画 10

高梁市行財政改革大綱実施計画

【行財政改革の具体的な取組み】

I 市政運営方針の改革

1 市民の視点に立った行政運営

(1) 市民ニーズの把握と情報公開の充実

まちづくり協議会との懇談、市政懇談会等の実施、提案はがきやホームページ等あらゆる機会を活用して市民ニーズの把握に努めます。そして、そのニーズに対応した情報を迅速かつ確実に提供するため、広報紙、ホームページの内容の充実を図ります。

(2) 市民サービスの改善と信頼される行政運営の推進

ホームページを活用した各種申請書類の取得、事務処理期間の短縮等に取り組み、市民サービスの改善と信頼される行政運営に努めます。

特に、市民生活に密接に係る窓口業務については、総合案内の設置の検討、職員の資質の向上等の改善を図ります。

2 市民との協働によるまちづくり

(1) 行政と市民の役割分担

市民と行政の役割分担を明確にする中で、自ら考え・自ら発想するまちづくり活動を支援していきます。そして、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

(2) まちづくりに対する住民参画の促進

まちづくりに関する市の方針を明確にするとともに、町内会やボランティア団体等が行う地域づくり活動を支援し、多くの市民のまちづくりへの参画を進めます。

また、パブリック・コメントの活用などにより市の計画策定に対する市民意見を反映させるシステムを構築していきます。併せて、審議会・委員会等への重複委員の削減や住民公募枠の設定などにより市政への参画を促進します。

II 組織の改革

1 行政組織等の見直し

(1) 組織体制の見直し

地方分権に対応した新たな行政課題や高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、市民への行政サービスを低下させないように、行政情報化の推進等を進める中で、出先機関も含めた組織の再編・統合に取り組みます。

また、さまざまな政策課題に的確に対応するため、政策形成機能や総合調整機能の強化を図ります。

(2) 審議会等の見直し

市民の意見を市政に反映させ、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、審議会・委員会等の積極的な活用を図ります。

一方では、設置目的や必要性等について検討した上で、審議会等の再編や委員定数の見直し

を進めます。

(3) 行政エリア等の見直し

地域市民センターや地域局のエリアについては、旧来の枠にとらわれることなく、機能的な活動等を行なうことができるよう現実的な見直しを検討します。

また、市民にとって最も身近なコミュニティ単位である町内会は、これまでも住民活動の中心となってその機能が発揮されてきました。しかしながら、市民の自治意識、自己責任の意識の高揚とともに、行政と市民の協働のまちづくりが求められる中で、各単位の町内会組織のみでは、人口の減少や若者の流出等により、自治機能の維持を図ることに支障をきたす面も現れています。このような状況の中で、町内会の適正規模化に向けた見直しのための働きかけを行い、その機能が充分発揮できるような組織づくりを要請していきます。

さらに、消防団については、合併によりそれまでの組織をそのまま維持しているため、その機能を低下させることのないよう、組織や体制のあり方について検討するとともに、団員定数の適正化を図ります。

(4) 小・中学校等の再編見直し

小・中学校の通学区域については、児童・生徒の通学に対する負担や通学時の安全安心を維持する観点からも具体的な見直しを行ないます。

これから少子化時代を迎えるにあたって、小規模校のあり方について、教育効果面だけでなく、立地条件や施設管理の面など総合的な研究で、小・中学校の再編を含めた検討が必要です。

時代の変化が著しい今日、市内県立高等学校が再編整備されており、このため市立高等学校についても、長期的展望に立った再編の検討を進めます。

また、学校給食については、学校給食の重要性を認識しながら、自校方式のセンター化、さらには給食センター再編や外部委託について、各方面の意見を聞きながら検討します。

市立保育所については、少子化の進行や公立保育所運営費の国庫負担金の一般財源化、国における幼保一元化の検討等を踏まえつつ、再編や民間委託等について積極的に検討します。

2 人件費の削減

(1) 職員の削減

合併に伴い類似団体と比較して大きくなった行政組織や増加した各種施設を、速やかに適正規模へ縮小・縮減することによって、新規採用職員の抑制と早期退職制度の活用等による職員数の削減に取り組みます。

(2) 嘱託・臨時職員の削減

庁内 LAN などの IT を活用した事務事業の一層の効率化や職員の事務能力・生産性の向上、施設維持管理等の外部委託の推進を図り、嘱託・臨時職員の削減を進めます。

3 市議会のあり方

地方分権の進展に伴い、議会の果たすべき役割はますます増大しており、自己改革による議会機能の充実が必要となっています。

4 外郭団体の見直し

経営環境の変化や経営の効率化、財政運営のより一層の健全化等の観点から、外郭団体についても経営改善、効率的運営に積極的に取り組むよう働きかけを行ないます。

特に、市から補助金等の助成を受けている団体については、当該団体の果たす役割も見据えつつ事業内容の見直しを進め、その削減に努めていく必要があります。

Ⅲ 人の改革

1 職員の意識改革

(1) 市民の視点・プロ意識の醸成

行財政改革を推進するためには、行政に携わる職員が市民の視点に立ちながら業務を遂行することはもとより、行政のプロとして責任と自覚を持って業務に取り組むことが必要です。このため、職員研修の充実を図るなどにより、職員の一層の意識改革を進めます。

(2) 職員提案制度の充実

職員の改革意欲の向上と改革に向けた取り組みを支援するとともに、職員のアイデアを政策形成や事務改善に活用するため、職員提案制度の積極的な活用が図られるよう努めます。

2 人事評価システムの構築等

(1) 能力・実績を重視した人事管理への転換

職員の意欲、適性、能力が最大限に発揮できる人事評価システムを構築します。そのため、目標による業務管理や能力評定など多面的な角度からとらえた人事評価の実施を目指すとともに、これらの趣旨や仕組み等について職員に周知すること等によりその客観性や公平性、透明性の確保を図ります。

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり

貴重な人材を有効に活用するため、市役所内の男女共同参画を推進し、従来、固定的な性別による役割分担意識などから限定されがちであった業務分野への男女相互の積極的な配置を図り、職域拡大による職員の人材育成や能力開発に取組み、これらの成果を踏まえた管理職等への任用など、職員一人ひとりが性別による制約を受けることなく本人の意欲により活躍できる環境づくりに努めます。

(3) 研修制度の充実

地方分権時代に対応した取り組みを推進するため、個々の職員の行政意識のレベルアップを図ります。そのため、多様で専門的な能力開発や企画立案・政策形成などの研修カリキュラムの充実に取り組めます。

職員の能力発揮と人材育成を図るため、職責に応じた管理職研修等を充実するとともに、市民の視点に立った幅広い視野と時代の変化に対応できる経験等を育むため、県や各種団体等への派遣研修の充実に努めます。

3 給与制度の見直し

(1) 職員給与

国の公務員制度改革の動向等を踏まえ、高齢職員の昇給制度のあり方や職員一人ひとりの能力・職責・業績を反映した給与のあり方の検討など職員給与の見直しに取り組みます。

(2) 退職手当

総人件費抑制及び職員の新陳代謝の促進等を図るため、早期退職制度について見直しを検討します。

(3) 時間外勤務手当

職員の適正配置や所属長による人事管理の徹底、振替休日制度の活用等を図り、時間外勤務手当での削減を進めます。

(4) 旅費

国・県や県下都市等との均衡、さらには旅行の実情等に配慮しながら、旅費制度の見直しを図るとともに、制度の適正な運用と出張の効率化等による旅費の削減に取り組みます。

(5) その他の手当

国における地方公務員制度改革の動向等を考慮しながら、特殊勤務手当など各種手当等の適切な見直しを行ないます。

IV 財政構造の改革

1 歳入の確保

(1) 市税・国民健康保険税等の徴収率の向上

国における三位一体改革に伴い、地方交付税の削減や国から地方への税源移譲が進められる見通しですが、こうした状況において、自己決定・自己責任という地方分権の原則からも自主財源の一層の確保、市税等の徴収率の向上による収入の安定化を進めることが必要となっています。

固定資産税が、市町村における主要な財源であることを再認識したうえで、課税客体の適切な把握や課税の適正化・公平化を図っていかなくてはなりません。また、市税等の口座振替の推進、一斉徴収などによる徴収率の向上対策を引き続き進めるとともに、岡山県市町村税整理組合へ加入し、徴収体制・手法を見直し、差し押えや不動産競売事件に係る交付要求等に取り組み、さらなる徴収率の向上を目指します。

また、納税に係る広報啓発を強化し、市民の納税に対する意識の高揚を図ります。

(2) 新たな財源の確保等

国における制度改革等の状況を踏まえつつ、新たな税源の確保について調査・研究を進めます。また、パンフレット、計画書等の発行物についてはその目的等に照らして、有料化の検討を行います。

(3) 未利用財産の売却促進等

現時点で行政目的として利活用が見込めない土地等については、積極的な処分に取り組みます。そのため、土地の形状や用途が宅地として利用できるようなものについては、公募等による売却を実施するとともに、宅地として利用できない土地等については、隣接地権者への売却などを促進します。

また、有償貸付けを行っている土地等については、借地権者との売買による処分を進めます。

その他、不要となった物品の売却等による歳入確保についても積極的に推進します。

2 受益者負担の適正化

(1) 各種使用料・手数料等の適正化

行政サービスについては、サービスを受ける市民の適正負担やサービスを利用する市民と利用しない市民との負担の公平性確保等について十分検討する必要があります。

そのため、市民サービスに係るコストの削減に取り組みながら、公共施設の使用料や保育料、各種手続・証明書発行等に係る手数料等のあり方についての検討を進め、適正化を行ないます。

(2) 減免規定の見直し

使用料については、多くの体育施設や文化施設等で減額や免除を行っていますが、受益者負担の適正化等の観点から、基準の明確化など合理的な減免規定の整備を進めるとともに、廃止を含めた抜本的な見直しに取り組みます。

(3) 各種サービスに係る受益者負担の見直し

各種講演会・催事等や施設利用に関して現在無料となっている市民サービスについては、事業等の目的等を考慮しつつ、負担金の徴収など受益者負担の原則に沿った見直しに取り組みます。

また、ごみ収集手数料については、ごみ減量化や環境問題等の政策的観点も踏まえ、他団体の動向等も参考に有料化を積極的に検討していきます。

3 地方債の発行の抑制

市民1人あたりの市債残高は、類似団体と比較した場合、類似団体が45万円であるのに対して本市は103万円となるなど2倍を超える状況となっています。今後、財政運営に与える影響を考えた時、市債の削減を行なっていくことは必要不可欠なものとなっています。

平成12年度以降、国の経済対策などによる市債の増発が続き、各年度30～50億円という多額の市債を発行してきましたが、今後市債残高の削減を行なっていくためにも、事業の重点実施などにより、市債発行額に一定の枠を設定し、毎年度の発行を抑制していきます。

4 特別会計の整理統合及び繰出金の抑制

各特別会計の必要性を十分検証し、類似の特別会計は整理統合するなどの見直しを行います。

国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計については、国の動向に注意しつつ、医療費の抑制方策として、普段からの健康づくり施策を積極的に推進し、元気なまちづくりを目指していきます。

また、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計及び病院事業特別会計についても受益者負担による独立採算が原則ですが、施設の維持管理経費の効率化や施設整備にかかる年次計画の見直し等を図るとともに、社会経済情勢を踏まえた使用料等の改定を検討するほか、適正な使用料等の徴収を図り、交付税の繰出し基準を超える一般会計からの繰出しの抑制に取り組みます。さらに、下水道未接続の解消に向けて、広報啓発活動を進めるとともに、接続に向けて指導を強化していきます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、滞納者に対する一斉徴収などによる徴収率の向

上対策を引き続き進めるとともに、他の団体と協調・連携しつつ、徴収体制・手法の見直しなど滞納金の一掃を目指します。

V 事務事業の改革

1 一般事務経費等の見直し

(1) 一般事務経費等の削減

公共施設におけるこまめな節水・節電、効率的な冷暖房の実施等による光熱水費の削減に取り組めます。

また、通信費や燃料費の削減に努めるとともに、不要物品の再利用、備品購入に係るリースとの費用比較等による経費の削減に努めます。

その他、庁内 LAN をはじめ IT の一層の活用やミスコピーの裏面利用、両面印刷の徹底、発行物作成に係る内容・部数の見直しなどによる印刷経費等の削減に取り組めます。

(2) 入札・契約制度の見直し

契約事務の透明性、公平性及び競争性の推進等を図るため、入札・契約制度の見直しを検討します。

2 外部委託の検討・再検証

(1) 外部委託の検討

行政組織の簡素化、行政と民間との役割分担の見直し等の観点から、市が行っている事務事業の外部委託の推進について積極的に検討します。

検討にあたっては、外部委託によるコストの低減、専門的な技術・知識の活用、サービスの迅速化・効率化等の視点を重視しながら進めるとともに、競争原理の導入など多様な委託先の選定等についての見直しを進めます。

(2) 外部委託の再検証

現在、外部委託を行っている事務事業については、次の点に留意しながら見直しを進めます。

- ① 慣行的かつ継続的な業務に係る契約方法の見直し（競争入札等の検討等）
- ② 委託業務内容の精査（委託仕様書等の精査）
- ③ 外郭団体等への業務委託の見直し・検討
- ④ 施設管理等に係る地元団体等への委託の推進（委託先の多様化）

3 報酬・賃金・報償費の見直し

報酬や賃金・報償費は、合併に伴い整理が不十分であるものやその効果の再検証が必要なものが多く見受けられます。

このため、次の4つの基本的な考え方を踏まえ、報酬・賃金・報償費の廃止や人数や額の削減及び改善を図ることとします。

- ① 現在の社会経済情勢のもとでの報酬・賃金・報償費が適切か。
- ② 報酬・賃金・報償費がその目的達成のために有効か。
- ③ 事業内容のうえから報酬・賃金・報償費で支出することが適切か。

- ④ 報酬・賃金・報償費の対象として、人数や額は適切となっているか。

4 補助金・負担金・扶助費等の見直し

(1) 補助金・負担金・交付金の見直しの方向

平成 17 年度当初予算に係る補助金・負担金・交付金など、補助費の総額は約 2 1 億円となっており、また、これらの主体、目的等も多種多様となっています。さらに、合併に伴い整理が不十分であるものや既得権化したように毎年継続的に支出されているものもあります。

このため、次の 4 つの基本的な考え方を踏まえ、補助金・負担金・交付金の廃止、終期設定、削減及び改善を図ることとします。

- ① 現在の社会経済情勢のもとでの補助・負担・交付が適切か。
- ② 補助金・負担金・交付金がその目的達成のために有効か。
- ③ 行政と市民との役割分担の観点から補助・負担・交付すべき事業・活動として適切か。
- ④ 補助金・負担金・交付金について効率性が図られているか。

(2) 補助金・交付金

上記 4 点の見直しの考え方を踏まえながら、補助金等の性質等に着目して分類した類型ごとに補助率の上限設定や方針等の検討を行い、見直しを進めます。

また、見直しにあたっては、事業効果、緊急性、公平性等の検証を厳格に行うとともに、市独自補助金等や国・県の基準を超える上乘せ・横出し補助金等、単なる運営費補助となっている補助金等については、補助金等の目的等を踏まえつつ、廃止や補助率引き下げ等に取り組みます。

[補助金等の主な類型]

- ① 行政の代替性が強い行政補完型の補助金等（社会福祉協議会運営費補助金等）
- ② 市民の自主的な活動に対する自主活動型の補助金（各種団体への補助金）
- ③ イベント等の随時型の補助金
- ④ 市が要綱等を定め奨励・推進する奨励推進型の補助金等（各種農業関係補助金等）
- ⑤ いわゆる運営費補助となっている補助金等

(3) 負担金

(1) に掲げた 4 つの基本的な考え方に基づき適切な見直しに努めます。具体的な取り組みとして、国・県及び近隣市町等が主催している協議会等については、その目的や効果等が発揮されているどうか等を十分に検討した上で、事業効果が低いものについては退会等の検討を進めるとともに、決算書や活動報告書を精査し、関係団体と協議しながら事業内容の見直し等による削減を図ります。

また、いわゆる運営費負担金については、負担している団体のあり方を充分精査した上で、廃止、脱会も含め検討します。

一部事務組合負担金については、構成市町村との協力のもと、将来の財政負担等の見通しを十分に踏まえた事務事業の見直し等により運営の合理化を進め、負担金の抑制に努めます。

(4) 扶助費

平成 17 年度当初予算における扶助費は 14.7 億円程度となっており、介護保険制度の導入などによりサービスの拡大や質の向上が図られ、経費面でも減少傾向となっていました。

現在、市では国や県の補助を受け、さまざまな福祉サービスを実施していますが、高齢化率の上昇などにより事業の展開も多種多様となり、一般財源による負担も年々増大してきています。今後の少子高齢化の進行やサービスの多様化等を踏まえ、既存サービスの再構築を行う必要があります。

こうした中、国における社会保障制度改革に伴い、福祉サービスは措置制度から契約制度に、また、利用者負担についても無料化から有料化、一律定額負担から応能応益負担へと方針が大きく変化しています。そこで、国や県の補助を受けて実施している事業については、事業の効果、必要性等を検討した上で、市として優先的に取り組むべき事業の選択を行います。

また、国・県の基準等を参考とした所得制限の設定や受益者負担の適正化の検討を行うとともに、市単独サービス、上乘せ・横出しサービスの見直しを進めていきます。

5 事務事業の見直しと重点配分

(1) 投資的経費の見直し

事業の目的、内容及び必要性等の精査を行い、取り組むべき事業の取捨選択及び優先順位の明確化を図ります。また、着手時期の標準化や事業規模の縮小、公共工事に係るコストの削減等に取り組み、市債発行額を極力抑制します。

取り組むべき事業の選択にあたっては、総合計画に掲げられた事業において、事業の緊急性、投資効果等を十分に検討した上で、国・県の補助事業などの財政負担の少ない事業を優先することとし、市単独事業についても抑制化に努めます。

(2) 事業評価・政策評価制度の導入検討と事務事業の重点配分

事務事業の必要性、行政関与の妥当性、公平性等の判断を的確に行うとともに、事業の達成度、効果及び将来の事業継続の必要性の検討による事務事業の取捨選択に努めます。また、総合計画に掲げる事業の中においても緊急かつ重要事業への予算等の重点配分を図ります。

そのため、市が行う事務事業や政策について、市民の満足度や客観的な指標などを用いて検証する事業評価・政策評価制度の導入を進めます。

6 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

(1) 各種施設等の管理運営方法の検討

合併により市では多くの公共施設を所有することとなりましたが、維持管理経費や老朽化に伴う修繕費の増大による財政への影響が大きくなりつつあります。そこで、各種施設の管理運営のあり方を再検討し、施設の維持管理費用の削減と効率的な施設利用を促進するため、指定管理者制度を積極的に活用するとともに、地方独立行政法人化についても検討していきます。

(2) 既存施設のあり方の検討

本市には、合併により旧市町から引き継いださまざまな施設がありますが、利用方法が定まっていないものや十分に活用されていないもの、同じ内容の施設も多数あります。このため、

まちづくり協議会をはじめ市民の意見を参考にしながら、市民への開放、民間企業等への賃貸・売却等を含めた施設の有効活用策を積極的に進めます。

また、一部には老朽化のため多額の修繕料が見込まれるものや、利用頻度が非常に少ない施設もあります。今後、これらの機能分担の見直しを進めるとともに、老朽化の著しい施設等については、代替施設の利用促進など市民サービスの維持を踏まえつつ、施設の利用停止等を含めた施設管理のあり方について検討します。

年次計画

△	…検討
◎	…実施(一部実施を含む)
→	…継続

I 市政運営方針の改革

項 目		実 施 内 容	区 分	実 施 年 度					
① 市民の視点に立った行政運営				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	市政懇談会の充実	市長が直接市民と対話し、その結果を市政に反映していく市政懇談会について、実施時期、開催日数、開催場所、進め方等の改善を加え実施する。		△	◎				→
2	公聴広報機能の充実	市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政を推進するため、公聴広報機能の充実を図る。 《備考》 毎年度、点検・見直し		◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	情報公開の推進	公正の確保、透明性の向上のため、適正な情報の管理と公開に努める。 《備考》 毎年度、点検・見直し		◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	総合案内所の設置	市民サービスの向上を図るため、市役所内に総合案内所を設置する。		△	◎				→
② 市民と協働によるまちづくり				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	まちづくり組織の支援	まちづくり協議会を中心とした住民主体の地域づくり活動を積極的に支援していく。		◎					→
2	パブリックコメントの実施	市民の意見を重要施策や計画策定等に反映させるため、パブリックコメントを実施し、市民意見を積極的に募集する。		△	◎				→

II 組織の改革

項 目		実 施 内 容	区 分	実 施 年 度					
① 行政組織等の見直し				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	簡素で効率的な組織の構築	組織・機構(各種施設や出先機関を含む)の再編・統合に取組み、簡素で効率的な組織を構築する。		△	△	◎	→	→	◎
		《備考》 H19に組織・機構の抜本的な見直しを行なう。 (H20以降も人員等の状況を踏まえ引き続き検討し、H22を目標に組織再編を完了する)							
2	消防団の見直し	消防団の現状、地域性等を考慮して、組織のあり方や体制を見直すとともに、団員定数の適正化を図る。		△	△	◎	◎	→	→
3	学校給食センターの再編	学校給食業務の運営の効率化・合理化を図るため、自校方式のセンター化や学校給食センターの再編、民間委託を進める。	自校方式のセンター化	△	△	◎	→	→	→
			給食センターの再編・民間委託	△	△	△	△	△	◎
② 人件費の削減				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	定員管理の適正化	定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 【目標数値】平成22年4月1日までの5年間で△156人(18.6%)		◎	◎	◎	◎	◎	◎
		《備考》 定員適正化計画は、H18策定							
2	勸奨退職制度の見直し	現行の勸奨退職制度を引き続き実施するとともに、その内容について見直しを行なう。	現行制度の実施	◎	→	→	→	→	→
			制度内容の見直し	△	△	△	◎	→	→

Ⅲ 人の改革

項 目		実 施 内 容	区 分	実 施 年 度					
① 職員の意識改革				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	効果的な研修の実施	政策形成能力の向上及び各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施する。		◎					→
2	職員提案制度の実施	自発性や問題意識の醸成を図るため、業務改善の提案制度を実施し積極的に活用する。		△	◎				→
② 人事評価システムの構築等				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	人事評価制度の導入	職員の能力や仕事の成果を的確に評価する人事評価制度を研究し導入を図る。		△	△	△	△	◎	→
2	昇任制度や希望降格制度の導入	昇任制度や希望降格制度を研究し導入を図る。		△	△	△	△	◎	→
③ 給与制度の見直し				◎	H18	H19	H20	H21	H22
1	給与制度の見直し	国の公務員制度改革の動向等を踏まえ、給与制度の見直しに取り組む。		△	◎	◎	◎	◎	◎
		≪備考≫ H18 給料表の見直し、給与水準の引下げ(平均4.8%) H19以降は、国の動向等を踏まえ検討のうえ実施							
2	時間外勤務手当の削減	事前命令、代休、振替制度の徹底を図り、時間外勤務手当の削減を図る。		◎	◎	◎			→
3	旅費の見直し	日当、宿泊費の見直しを行なう。		△	◎				→
4	その他の手当の見直し	各種手当について、支給基準等を再検証し見直しを行なう。 ・住宅手当の見直し ・通勤手当の見直し ・特殊勤務手当の削減	住居手当・通勤手当の見直し	△	◎	◎			→
			特殊勤務手当の削減	△	◎				→

IV 財政構造の改革

項 目	実 施 内 容	区 分	実 施 年 度						
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	
① 歳入の確保			H17	H18	H19	H20	H21	H22	
1	徴収体制の強化 岡山県税整理組合に加入し徴収体制を強化するとともに、徴収方法の見直しを図り徴収率の向上に努める。	税整理組合への加入	△	◎				→	
		徴収方法の見直し	△	△	◎			→	
2	課税客体の的確な把握と適正な課税	適正な課税客体の把握に努めるとともに、課税の適正化・公正化を図る。	◎						
	「備考」 評価替実施年度に見直し				◎			→	
3	遊休資産の売却	遊休化している市有地については処分可能なものは積極的に処分を行い、適切な市有地の有効利用を図る。	△	△	◎	◎	◎	◎	
② 受益者負担の適正化			H17	H18	H19	H20	H21	H22	
1	使用料・手数料の見直し	行政と民間との役割分担を明確化するとともに、受益者負担の公平を図るため、使用料・手数料の抜本的な見直しを行なう。	受益者負担の公平化	△	△	◎	◎		→
			減免措置の見直し	△	◎	◎			→
2	各種サービスの受益者負担の見直し	各種サービスの目的や内容を再検証し、受益者負担の見直しに取り組む。	△	△	◎	◎		→	
③ 地方債の発行の抑制			H17	H18	H19	H20	H21	H22	
1	地方債発行の抑制	投資的事業の重点実施等により、市債発行額の抑制に努める。 【目標数値】 単年度発行額 15億円 (財源補てん債及び合併特例債を除く)	△	△	◎			→	
④ 特別会計への繰出金の抑制			H17	H18	H19	H20	H21	H22	
1	特別会計への繰出金の抑制	すべての特別会計や企業会計について、総務省が定めた繰出基準に従って、一般会計との負担のあり方を再検討する。その上で、改善が必要な会計は健全化に向けた運営方針を定め、事務事業の効率化や支出額の抑制を図り、一般会計繰出金の削減に努める。	基準外繰出の抑制	△	△	◎	◎	→	
			受益者負担の適正化						
			扶助費の見直し						

V 事務事業の改革

項 目		実 施 内 容	区 分	実 施 年 度					
① 一般事務経費等の見直し				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	一般事務経費の削減	ISOの一層の推進等により、一般事務経費の削減を図る。 【目標数値】 10%削減 (H17当初予算比) 《備考》 毎年度見直し		◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	用度品等一括管理体制の構築	用度品や公用車について、一括管理体制の構築を検討する。		△	△	◎			→
② 外部委託の検討・再検証				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	ごみ収集業務の委託	現在直営で行っているごみ収集業務について、計画的に民間委託へ移行する。 《備考》 退職不補充に係る業務を順次民間へ委託		◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	外部委託費の見直し	委託内容の見直しや簡易な清掃業務委託等の廃止により、管理委託費の削減を図る 【目標数値】 5%削減 (H17当初予算比)		△	△	◎	◎		→
③ 報償費の見直し				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	報償費の見直し	報償費について、必要性や効果を再検証し見直しを図り、総額の抑制に努める。 【目標数値】 15%削減 (H17当初予算比) 《備考》 H18に総点検を実施し、H19以降毎年度見直し		△	△	◎	◎	◎	◎
④ 補助金・負担金の見直し				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	補助金の見直し	平成18年度に作成する「補助金見直し基準(仮称)」に基づき、補助金・交付金の抜本的な見直しを図り、総額の抑制に努める。 【目標数値】 10%削減 (H17当初予算比) (利子補給等額の確定している補助金を除く)		△	△	◎	◎		→
2	負担金の見直し	協議会加入の必要性を再確認し効果の低いものについては脱会する。また、各種団体の運営負担金について総点検を行い、総額の抑制に努める。 【目標数値】 10%削減 (H17当初予算比)		△	△	◎	◎		→

項 目		実 施 内 容	区 分	実 施 年 度					
⑤ 事務事業の見直しと重点配分				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	事業評価システムの導入	事務事業の目的達成状況や執行効率等を客観的に評価するため、事業評価制度を導入し、事務事業の点検・見直しを行う。		△	△	◎			→
2	宿直業務の見直し	地域局での夜間宿直業務を廃止する。		△	△	◎			→
3	公共工事コストの縮減	公共工事コスト縮減対策の実施により、公共工事に係る一般財源を削減する。 【目標数値】 工事コスト 2%縮減		△	△	◎			→
⑥ 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築				H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	指定管理者制度の積極的な導入	管理の効率性、サービス水準の向上の観点から、指定管理者制度の活用が適切であると判断される施設について制度を積極的に導入する。また選定段階において経費節減を図る。		△	△	◎	◎		→